

インターネットカフェを利用した犯罪等を防止するための総合対策の推進について

令和 2 年 4 月 2 4 日  
大通達甲（サ対）第 2 号ほか  
生活安全部長からサイバー犯  
罪対策課長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、インターネットカフェを利用した犯罪等を防止するための総合対策を推進するため、「インターネットカフェの問題点」、「インターネットカフェを利用した犯罪等を防止するための総合対策の推進」について規定している。